

# 竹富町海洋基本計画

- 日本最南端の町(ばいぬ島々)から海洋の邦日本へ -

平成23年3月

 竹 富 町



竹富町海洋基本計画  
～日本最南端の町（ぱいぬ島々）  
から海洋の邦日本へ～

平成 23 年 3 月

竹 富 町

## 竹富町海洋宣言

真の海洋国家・日本を形成するためには、国主導の政策実行のみならず、離島として独自の取り組みが必要不可欠である。すなわち、全国の離島が、各々直面した様々な課題の克服に向け、未来志向の施策を自ら打ち出し、実現に向けて取り組めるか否か、これが重要な鍵となる。

私たち「日本最南端の大自然と文化の町」竹富町は、今後、近未来型“海洋自治体”としてふさわしいリーダーシップを発揮し、近隣自治体とも相互連携を図りながら、島々の暮らしを守り、ますます発展させるとともに、真の海洋国家・日本を形成するため必要な取り組みを導き出し、実現に向け果敢に挑戦していくことを、ここに高らかに宣言いたします。

離島の思いは黒潮の流れとともに全国へ・・・、全世界へ・・・

“竹富町海洋宣言”は、“竹富町海洋フォーラム 2010”において、“日本最南端の島嶼型海洋自治体”竹富町と“ばいぬ島々の住民”が、国家財産である最南端の自治体をつくる島々と海を自らの知恵・責任・行動で守り、また創造して行くことを宣言したものです。

この町と住民の思いと行動は、黒潮にのって全国に広がり、海洋国日本の創世に大きく貢献すると確信しています。

平成 22 年 10 月 16 日

竹富町長 川満 栄長

ばいぬ島々とは⇒南の島々

## はじめに

### 第1編 序編

#### 第1章. 竹富町海洋基本計画の理念

|                      |   |
|----------------------|---|
| 第1節 竹富町海洋基本計画の理念     | 1 |
| 第2節 竹富町の現状（国家的役割と課題） | 3 |
| 第3節 竹富町の目標と将来像       | 7 |

#### 第2章. 海洋基本計画の背景

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1節 竹富町総合計画              | 8  |
| 第2節 海洋基本法と海洋基本計画（国）      | 11 |
| 第3節 沖縄振興特別措置法と沖縄21世紀ビジョン | 13 |

### 第2編 竹富町海洋基本計画

#### 第1章. 施策体系

|              |    |
|--------------|----|
| 第1節 施策項目と目標  | 16 |
| 第2節 施策体系     | 18 |
| 第3節 実施スケジュール | 20 |

#### 第2章. 施策内容

|              |    |
|--------------|----|
| 第1節 先導やること項目 | 21 |
| 第2節 継続やること項目 | 32 |

### 第3編 関連資料

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 竹富町海洋基本計画策定委員会     | 46 |
| 2. 計画策定の経緯            | 48 |
| 3. 用語の説明              | 49 |
| 4. 竹富町が関与する排他的経済水域の推定 | 55 |
| 5. 竹富町の関与する海域範囲等      | 57 |
| 6. 竹富町海洋フォーラム2010     | 60 |
| 7. 海洋基本法（原文）          | 65 |
| 8. 海洋基本計画（国、原文）       | 73 |

## はじめに

竹富町は、海に浮かぶ“ばいぬ島々（島々）”で構成される“日本最南端の島嶼型海洋自治体”です。竹富町は、海洋環境に育まれた貴重で多様な大自然と文化の町です。我々町民は、竹富町の大自然と文化を未来の子供たちに継承して行きます。継承して行くために、我々は海洋環境を守り、海洋環境と共生する生活を営み、かつ現在までに解消できていない離島苦の克服にもチャレンジして、安全・安心な地域社会を形成して行きます。“竹富町海洋基本計画”は、“日本最南端の島嶼型海洋自治体”である竹富町とそこに暮らす町民が、未来に約束するこれら目的を実現して行くための活動計画です。

一方、“竹富町海洋基本計画”は、我が国の自治体で初めて策定された計画です。

我が国は、広大な排他的経済水域（EEZ）を有する海洋国です。平成 19 年 7 月には、広大な海域の管理と利用の基本姿勢を明確に定めた“海洋基本法”が施行されました。また、この“海洋基本法”を受けて海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための体制として、内閣官房総合海洋政策本部が新設され、平成 20 年 3 月には、5 年間を見通した我が国の“海洋基本計画”が策定され、閣議決定されています。この我が国の“海洋基本計画”では、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、12 の施策が挙げられております。それら施策の中で、“海洋環境の保全等”、“海洋の安全の確保”、“沿岸域の総合管理”および“離島の保全等”が“竹富町海洋基本計画”が目的とする“海洋環境の保全”、“海洋環境と共生する生活”、および“安全・安心な地域社会を形成”と密接な関係にあります。

すなわち、“日本最南端の島嶼型海洋自治体”の竹富町と町民が全国に先駆けて“竹富町海洋基本計画”に基づき活動して行くことは、今後の我が国の海洋施策の実行にも大きな役割を果たすものとなります。

# 第1編 序編

第1章 竹富町海洋基本計画の理念

第2章 竹富町海洋基本計画の背景



## 第1章

# 竹富町海洋基本計画の理念

## 第1節 竹富町海洋基本計画の理念

竹富町は、日本国内および沖縄県内でも特有な自然と文化を持つ世界に誇れる“日本最南端の大自然と文化の町”です。

また、竹富町は、東西42km、南北40kmの海域に16の島々と9つの有人島で構成される“日本最南端の島嶼型海洋自治体”で、島々の自然と文化も多様性に富んでいます。このような竹富町では、“海洋環境の適切な管理”が“持続可能な地域社会”を形成して行く上で必須のテーマです。

さらに竹富町は、排他的経済水域の基線となる有人島の波照間島、無人島の仲御神島がある“国境離島自治体”でもあります。

これら海洋と一体化した島々で生活を営むことそのものが、美ら海および美しいばいぬ島々を守り、海洋立国に貢献するものです。

竹富町と町民は、ふるさとの美ら海と美しいばいぬ島々を未来に残し、また海洋立国に貢献するために、我が国自治体初の“竹富町海洋基本計画”を“自ら創り”、“自ら活動”することとしました。

### “竹富町海洋基本計画”の理念

#### ～ふるさとの美ら海と新たな海洋立国への貢献～

1. 島々と一体的な“海洋環境の適切な管理”を行い我が国の貴重な財産である“自然と文化”を守ります。
2. “島嶼型海洋自治体”の課題にとりくみ、“安全で安心な生活”を築きます。
3. “安全で安心な生活”を築くことで、“国境離島”としての役割を果たします。
4. “全国の海洋自治体のモデル”となる活動を行います。
5. “八重山広域圏の一員”として、石垣市と与那国町と強い絆をもって活動します。







## 第2節 竹富町の現状（海洋立国への貢献と課題）

竹富町は、東京から約2,100km、那覇からも約400km離れており（東京から大阪の距離）、むしろ台湾に約200kmと近い、“日本最南端の自治体”です。そして、16の島々からなり9つの有人島で構成される“島嶼型海洋自治体”です。

この地理的な特性から、亜熱帯域特有の豊かな自然が形成され、その自然を背景に貴重な文化が育まれました。また、この自然と文化が町の基盤産業である一次産業（農業、水産業）と第三次産業（観光産業）の貴重な資源となっています。

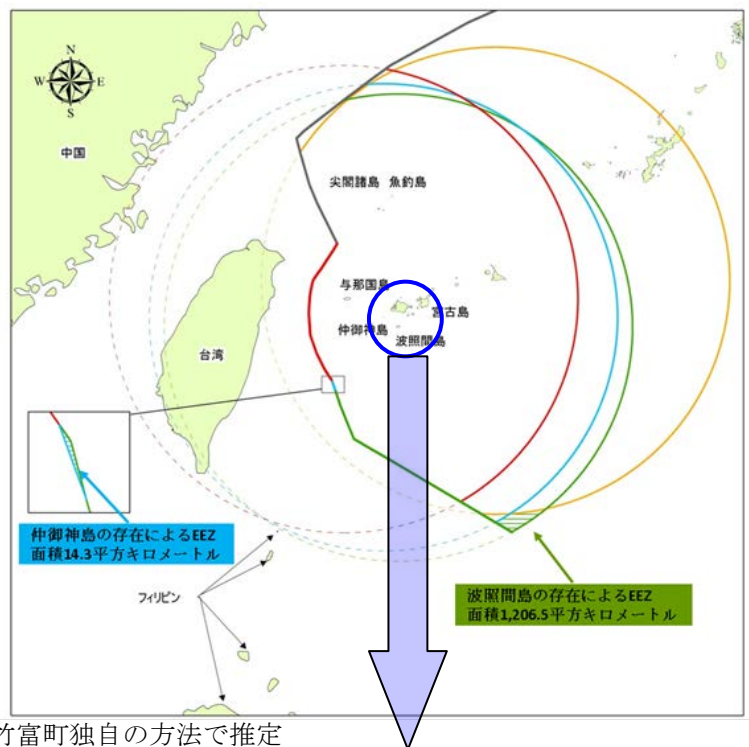
竹富町と町民は、“日本最南端の自治体”および“島嶼型海洋自治体”で生活することで“海洋立国に貢献”しています。しかしながら、この地域特性であるが故の“地域的課題”も抱えております。この地域的課題は、“安全・安心な生活”を送ることの大きな障害になっています。

“海洋環境に支えられた大自然と文化”を守り、“地域的課題”を克服して“安全・安心な地域社会”を構築して未来に継承し、“海洋立国の形成”に国家・国民を構成する一員として積極的に貢献して行く計画が“竹富町海洋基本計画”です。

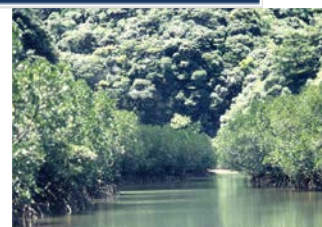
### 1. 竹富町と町民の海洋立国への貢献：

- (1) 日本最大のサンゴ礁である石西礁湖に代表される海洋環境、日本最大のマングローブ林、およびイリオモテヤマネコの生息に代表される亜熱帯森林生態系等、これら世界に誇れる財産である自然の保護
- (2) 大自然を背景に育まれた国際的にも貴重な文化の伝承
- (3) 大自然を対象とした学術・科学技術振興に係わる観測・研究の拠点（海象・気象、海洋環境、生物多様性、天体、自然エネルギー開発、海中・海底資源開発等）
- (4) 町民が日常的に生活し、経済活動を行うことによる領海・排他的経済水域（EEZ）の確保、国家的治安維持（密航、密輸、密漁の予防）
- (5) 海洋等自然体験型学習・教育の場の提供
- (6) レジャー・レクリエーション空間の提供
- (7) 台湾等東アジア地域との国際交流拠点
- (8) 航空機および船舶の安全航行のためのランドマーク機能、避難地

\* 順不同



注：竹富町独自の方法で推定



## 2. 竹富町の地域的課題：

### (1) 国家中央および県中央とのあまりにも遠い距離、また島間の公共交通が無く町内に行政拠点が存在しないことや、石垣市への交通体制が不十分なことに起因する様々な課題

- 高額な町民交通（例、波照間島→石垣港：¥3,000 円、石垣空港→那覇空港：¥21,400 円、何れも大人 1 人片道運賃、平成 22 年 12 月 13 日現在）
- 限定かつ不安定な町民交通（例、波照間島→石垣港、船舶交通：日中の運航に限定、年間欠航率：26.1%, 21 年度データ）
- 物流コストが非常に高い（例、西表島のレギュラーガソリンは 158 円/L で、沖縄全県平均 128 円/L の 1.23 倍、東京 134 円/L の 1.18 倍、平成 22 年 12 月 13 日現在）
- 不安定な医療環境（中核医療施設がある石垣島に夜間の交通手段がなく、容易に診療を受けることができない。また、船舶での移動は揺れを伴うため患者の負担が大きい。）
- 充分でない教育の環境（島間公共交通が無いこともあり、町内には高等学校以上の教育機関が無い。また、夜間の定期船が無く、度々欠航することで石垣市の教育機関への通学も不可能）
- 割高な社会資本整備コスト（例、西表島の生コンクリートは 3 万円/m<sup>3</sup> で、石垣 2.5 万円/m<sup>3</sup> の 1.2 倍、那覇 1.8 万円/m<sup>3</sup> の 1.7 倍、東京 2 万円/m<sup>3</sup> の 1.5 倍、平成 22 年沖縄県土木建築部、平成 22 年東京都資料）

### (2) 広大な海域に点在する“島嶼自治体”であることによる課題

- 割高な行政コスト（内陸型市町村は通常陸地だけの管理であるのに対し、竹富町の実質管理区域は、島間および島々に隣接するサンゴ礁海域を含めた総面積 629.501km<sup>2</sup> であり、有人島の総陸地面積 333.650 km<sup>2</sup> の約 2 倍の面積を管理する必要がある。また、実質管理しているサンゴ礁海域を含めた海岸延長距離は、381.580km にも及ぶ。この広大な面積と長い海岸線を管理するための行政コストが膨大となる。例；ゴミ処理費用は、年間 1 億円超）

### (3) 亜熱帯海域に存在する島嶼であることによる課題

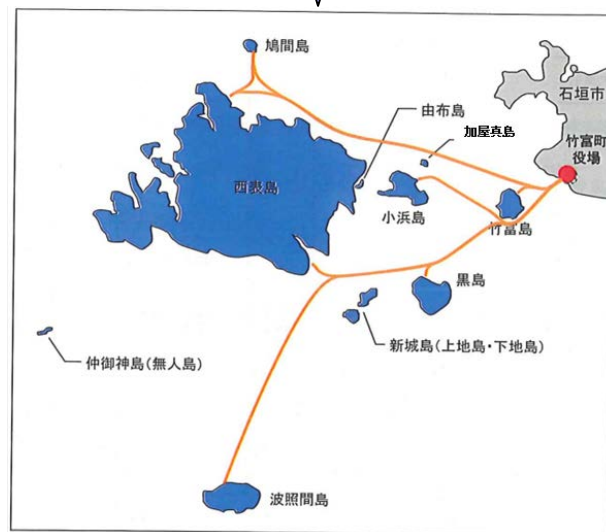
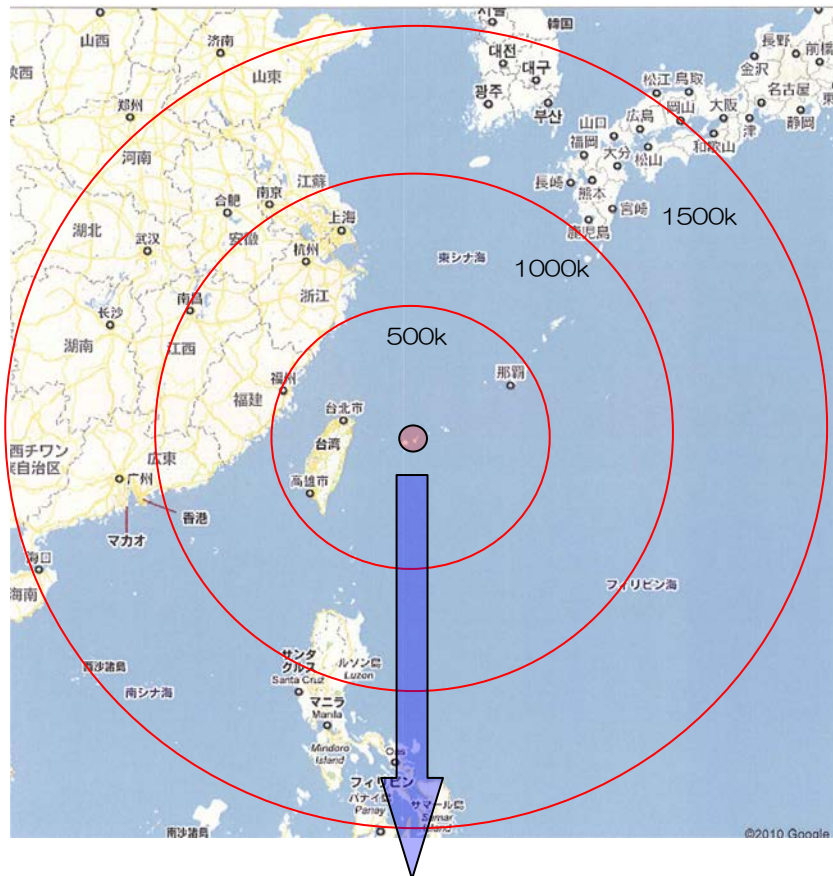
- 台風の直撃を受ける自然災害に脆弱な島々（島々、特に標高が低い島々の塩害被害が大きい。電力等のライフラインが頻繁に損害する。被害の修復に大幅な時間を要する。）
- 環境変動に脆弱な島々（島々は、サンゴと有孔虫からなる岩礁と砂で形成されている。地球的環境変動および人為的な環境負荷によって、サンゴや有孔虫の生息環境が損なわれることは、島々そのものの存在を危うくする。）

### (4) 人的負荷に脆弱な自然で形成されていることの課題

- 人的な外的要因に対して極めて敏感な生態系で形成されている島々（サンゴ礁、マングローブ林や亜熱帯森林に対する過度な観光利用および開発行為は、取り返しのつかない自然環境破壊を招く）

\* 順不同





進む海岸浸食



マングローブ林の破壊

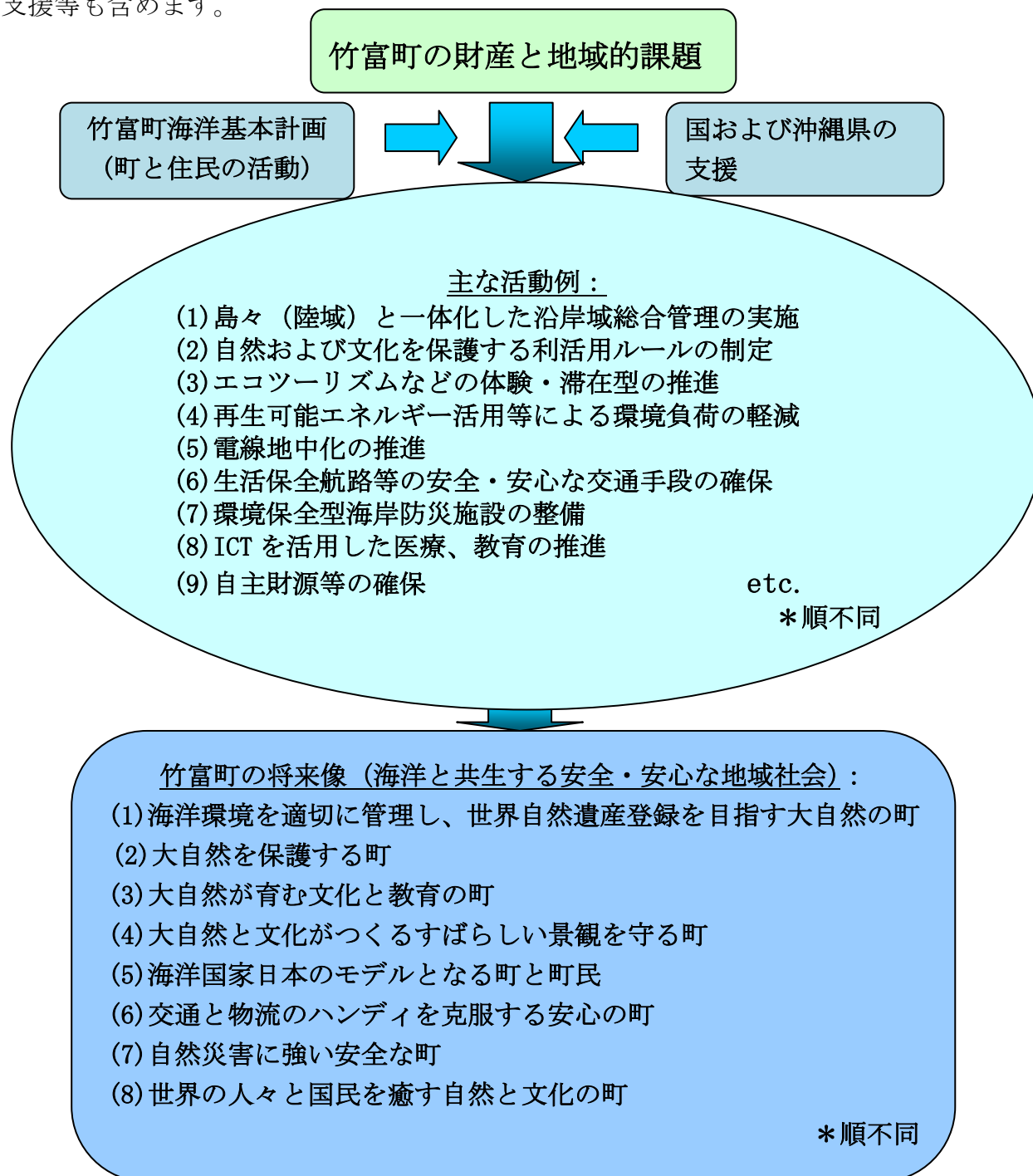


台風に備える多くの電柱

### 第3節 竹富町の目標と将来像

“竹富町海洋基本計画”で目指す目標と将来像は、竹富町の財産である“海洋環境に支えられた大自然と文化”を守り、“地域的課題”を克服して“海洋と共生する安全・安心な地域社会”を構築して未来に継承し、“海洋立国の形成”に国家・国民を構成する一員として積極的に貢献して行く竹富町とします。

そのための町と町民の活動計画が“竹富町海洋基本計画”です。また、“竹富町海洋基本計画”では、本計画の実行に不可欠な、国および沖縄県の制度制定および財政支援等も含めます。



## 第2章

# 竹富町海洋基本計画の背景

我が国の“海洋基本法”および国の“海洋基本計画”では、地方自治体および国民に海洋立国の実現のための責務を求めています。一方、竹富町は、海洋と共に生活する“日本最南端の島嶼型自治体”で、海洋立国に大きく貢献する立場にあります。“竹富町海洋基本計画”は、海洋立国に貢献するための町と町民の活動計画ですが、一方では、海域環境の保全と管理を進めて本町の大自然と文化を保全し、かつ安全・安心な地域社会を形成するための計画でもあります。以下には、これら“竹富町海洋基本計画”策定の背景となった法規および関連計画との係りを説明いたします。

## 第1節 竹富町総合計画

---

“竹富町総合計画”は、地方自治法第2条第4項で策定を義務付けられている法定計画で、まちづくり指針としての意義をもっています。“竹富町海洋基本計画”は、“竹富町総合計画”を上位計画とするもので、その内容に即して策定しています。

竹富町では、“竹富町総合計画”を、平成22年3月に今後10年間のまちづくり指針である“竹富町総合計画第4次基本構想”および、今後5年間の具体的な施策を示す“第7次基本計画”として策定しています。



“竹富町総合計画 第4次基本構想”の骨子：

竹富町総合計画、基本構想の基本理念

- 自然の生きるまちづくり (Nature)
- 文化の息吹くまちづくり (Culture)
- 未来にはばたくまちづくり (Future)

竹富町総合計画、基本構想のまちの将来像（目指す姿）

- 日本最南端の大自然と文化の町

竹富町総合計画、基本構想のまちづくり目標

- 島々の自然とともに生きる
- 島人の安全・安心を支える
- 島人たちを育てる
- 島々の資源を活かす

竹富町総合計画、基本構想のまちづくり重点プロジェクト

- みんなで築く安心してくらせる島々づくり（医療サービスの充実、地域福祉の向上、集落景観の維持・保全、適性なゴミ処理、街灯・防犯灯の設置・管理）
- 島々の自然資源を活かした産業づくり（農産・工芸品等の竹富町ブランドの創出、養殖業の推進等による水産業の振興、農業や観光業等の連携による新規産業の創出、滞在型観光の推進、観光ボランティアガイドの育成）
- 若者が住み続けられるふるさとづくり（新たな宅地の確保、就労の場の確保、医療・福祉の充実、地域コミュニティの維持、子育て家庭への支援、港湾・空港等のインフラの充実、島間交通の充実）
- 海洋とともに歩むまちづくり（海洋保護区の制定、生物多様性の維持、漂着ゴミ対策の確立、赤土流出対策、海面利用づくりの推進、etc.）

竹富町総合計画、基本構想の土地利用方針

- 大自然との調和と共生を基本とした土地利用
- 島々の魅力・個性を活かした土地利用
- 活力ある土地利用

“竹富町総合計画第7次基本計画の施策大綱”：



## 第2節 海洋基本法と海洋基本計画（国）

“竹富町海洋基本計画”は、平成19年7月20日に施行された“海洋基本法”第1章第9条の地方公共団体の責務に基づき、竹富町が“自主的に全国に先駆けて”策定するものです。

“海洋基本法”の第1章第1条では、目的を次のように定めており、国だけでなく、“地方公共団体”、“事業者”及び“国民”にも“海洋立国を実現するための責務”を果たすことを求めています。

### 海洋基本法；第1章第1条（目的）

この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

また、第1章第10条から12条には、事業者、国民の責務と関係者の相互連携も定められていることから、“竹富町海洋基本計画”は、町内の町民および事業者と共に活動する計画としております。

### 海洋基本法；第1章第9条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 海洋基本法；第1章第10条（事業者の責務）

海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。



#### 海洋基本法；第1章第11条（国民の責務）

国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 海洋基本法；第1章第12条（関係者相互の連携および協力）

国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

さらに、平成20年3月18日に策定された国の“**海洋基本計画**”においても第3部で関係者（国、地方公共団体、事業者、国民、NPO等）の責務および相互の連携・協力が定められております。

これらのことより、“**竹富町海洋基本計画**”は、竹富町の上位計画であり地方自治法第2条第4項で町が国に策定を義務付けられ策定されている“**竹富町総合計画（第4次基本構想、第7次基本計画）**”に則して、国の“**海洋基本法**”および“**海洋基本計画**”で定められている施策項目に該当する施策の計画となります。

#### 海洋基本計画（国）第3部2（関係者の責務および相互の連携・協力）

海の恵みを将来にわたり享受するためには、まず、関係者が、海洋の利用に際し、相互に協調、協力し合うことが基本的に重要である。その上で、海洋環境の保全、海洋の開発・利用、海洋の安全の確保等海洋に関する諸施策の推進に向け、国のみならず、地方公共団体、海洋産業の事業者等が相互に連携を図りつつ、主体的に取り組むことが重要である。

地方公共団体は、国と地方との役割分担の下、地域の実態や特色に応じて、被害が著しい海岸における漂着ゴミの処理に努める等良好な海洋環境の保全を図るとともに、地域の重要な産業である水産業を始めとする海洋産業の振興に努めることが重要である。その際、各部局の密接な連携による効率的な施策推進に努めることも重要である。海洋産業の事業者は、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の自主的な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保等に努めることが重要である。国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。

海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、こうした取組が促進されるよう、国民や他の関係者の意見の施策への反映等に努める。

### 第3節 沖縄振興特別措置法と沖縄21世紀ビジョン

現在の“沖縄振興特別措置法”は、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に、平成14年3月31日に施行された平成24年3月31日まで有効な法律です。また、第2章では10年間の“沖縄振興計画案”を沖縄県知事が作成、内閣総理大臣が決定することになっています。

現在の“沖縄振興計画”は、平成14年度から23年の10年計画として、その時点の時代の潮流と課題等を念頭に策定されています。

一方、沖縄県では、この直近10年間の“沖縄振興計画”の総点検作業を行っており、“沖縄県振興計画等総点検報告書(平成22年4月)”にその結果がまとめられています。この報告書では、次の5項目を竹富町が位置する“八重山圏域の課題”として挙げております。これら沖縄県が挙げる圏域の現状課題は、本書の第1章第2節“竹富町の現状(国家的役割と課題)”でとりまとめた“竹富町の地域的課題”とも多くが重なり合っております。

- 産業の振興
- 総合的な交通基盤の整備
- 保健医療・福祉関連基盤の整備
- 職業能力開発機会の確保
- 産業・生活基盤等の整備

すなわち、長年にわたり“沖縄振興計画”に基づいて、八重山圏域の振興も取り組まれてきましたが、残念ながら、これら圏域内の課題は、解決されないままとなっているのが現状です。

竹富町と町民が海洋立国である我が国の自治体および国民として、“竹富町海洋基本計画”に基づいて活動することは、これら八重山圏域の課題の解決にも大きく寄与することを意味しております。

なお、沖縄県の特殊事情で本県だけに適用されるこの法律によって、他の都道府県の離島地域に適用される離島振興法は、竹富町をはじめとする本県の離島地域には適用除外となっています。

#### 沖縄振興特別措置法；第1章第1条（目的）

この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

### 沖縄振興特別措置法；第2章第4条（沖縄振興計画の内容）

第四条 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 沖縄の振興の基本方針に関する事項
  - 二 産業の振興に関する事項
  - 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項
  - 四 教育及び文化の振興に関する事項
  - 五 福祉の増進及び医療の確保に関する事項
  - 六 科学技術の振興に関する事項
  - 七 情報通信の高度化に関する事項
  - 八 国際協力及び国際交流の推進に関する事項
  - 九 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
  - 十 離島の振興に関する事項
  - 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
  - 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項
  - 十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興に関し必要な事項
- 2 沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積等の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるものとする。
- 3 沖縄振興計画は、平成十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

### 沖縄振興計画における施策の基本的方向

「平和で安らぎと活力のある沖縄県」の実現を目指し、次に示す民間主導の自立型経済の構築、アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成、大学院大学を中心とした世界的水準の知的クラスターの形成、安らぎと潤いのある生活空間の創造に向けた諸施策を推進する。

また、持続的発展のための人づくりと基盤づくり、地域の均衡ある発展と基地問題への対応を推進する。

- (1) 民間主導の自立型経済の構築
- (2) アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成
- (3) 世界的水準の知的クラスターの形成－大学院大学を中心として－
- (4) 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現
- (5) 持続的発展のための人づくりと基盤づくり
- (6) 県土の均衡ある発展と基地問題への対応

また、沖縄県は、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想として、“沖縄 21 世紀ビジョン”を独自に作成しております。

“沖縄 21 世紀ビジョン”においても沖縄固有の課題として離島の新たな展開が取りあげられており、その対応方向として、生活環境の整備、医療環境の向上、防災の強化、交通・情報通信体系の拡充、人材の育成、地域産業の振興、観光・交流の振興



等を重視した振興策として、東アジア地域との連携、一次産業の振興、ICTの活用、自然環境の保全と良質観光資源としての活用、領海及び排他的経済水域（EEZ）等の確保や海洋資源の存在等の保全・管理・振興に対する新たな枠組みの導入を取りあげております。

すなわち、“**沖縄 21 世紀ビジョン**”における課題に対しても、竹富町と町民が“**竹富町海洋基本計画**”に基づいて活動することは、本県離島における課題の解決に貢献することになります。

#### **沖縄 21 世紀ビジョンの基本理念**

21 世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「**美ら島**」おきなわ”を創造する。

#### **沖縄 21 世紀ビジョンにおける沖縄固有課題と対応方向；**

**固有課題①：大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編**

**固有課題②：離島の新たな展開**

**固有課題③：海洋島嶼圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築**

**固有課題④：沖縄における地域主権と道州制のあり方**

#### **内、竹富町が対象となる“固有課題②：離島の新たな展開”の課題と対応**

広大な海域に散在する大小 160 の島々からなる沖縄の離島は、個性ある伝統文化や豊かな自然環境といった魅力を持っています。その一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々なシマチャビ（離島苦）を生み、人口流出や高齢化の要因となっているなど、多くの課題があります。

#### **課題への対応方向**

- 離島の各種生活基盤の充実強化、防災の強化等
- 離島に住み続けることができる条件の抜本的整備
- 農林水産・観光産業の振興
- 地元が潤う仕組みづくり

#### **生活環境基盤の充実強化**

- 沖縄の心である「ユイマール精神」に基づき、県民全体で支え合う新たな仕組みを構築し、行政サービスの高コスト構造の改善に取り組みます。
- 生活環境の整備、医療環境の向上、防災の強化、交通・情報通信体系の拡充、人材の育成、地域産業の振興、観光・交流の振興等を重視した「総合的離島振興策」を推進します。

#### **離島が持つ総合力の発揮**

- 航路・航空路の運賃の低減化に向けた新たな仕組みを構築するとともに、東アジア地域等との国際航空・海上ネットワークの形成を進めます。
- 農林水産業・観光産業等との連携強化と情報通信技術等を活用した「離島の魅力」の発信等によって、交流人口を増大させ、地域産業の振興や雇用の場の創出を図ります。
- 守るべき生活文化や自然環境など「離島の魅力」の保全を図るとともに、良質な離島観光と地元が潤う仕組みづくりに取り組みます。

#### **離島の新たな位置づけ**

- 日本の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の確保や貴重な海洋資源の存在等を踏まえ、国土に準ずる重要な地域として、その保全・管理・振興に対する新たな枠組みの導入を図ります。